

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会(以下「本会」という。)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 本会が支払う謝金は、「講師謝金」及び「会議出席謝金」の二種類とする。

- 2 講師謝金は、本会が主催する学会、研修会、講習会、新人教育等における講演、講義、実習又は実技指導等の講師に対して支払う。
- 3 会議出席謝金は、業務執行理事会又は事務局長が本会の業務の遂行にとって謝金を支払う必要があると判断し許可した会議の出席者に対して支払う。

(講師謝金支払基準)

第3条 第2条第2項に定める講師謝金の額は別表1によるものとする。

(会議出席謝金支払基準)

第4条 第2条第3項に定める会議に出席した場合の謝金の額は別表2によるものとする。

ただし、本会会員が会議出席者である場合は、会議出席謝金に代えて、本会旅費支給規程第13条に定める日当の額を支払う。

(謝金の支払方法)

第5条 謝金は本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、本人が特に希望する場合は現金で支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、本会は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

(交通費及び宿泊費の支払)

第6条 交通費及び宿泊費を要した場合は、本会旅費支給規程を準用して支払う。

(委任)

第7条 この規程で定められていない事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月 1 日から施行する。

講師謝金規定及び別表講師謝金支払い基準は廃止する。

別表1 講師謝金支払基準

支払対象区分		1時間あたりの支給額		
		講義・講演 実習指導・実技指導等	備考	
講師 基準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師 (a)、弁護士等(a)、公認会計士 (a)	15,000円	本会会員が講師(助手)の場合、該当区分支払額の6割とする。
	B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者、医師 (b)、弁護士(b)、公認会計士 (b)	12,000円	
	C	大学助教、短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者(a)、理学療法士 (a)	10,000円	
	D	大学助手、短大助教・助手、高専助教・助手、高校教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技術者(b)、理学療法士 (b)	8,000円	
助手	実習・実技等の助手に対する謝礼は日給5,000円とする。			
(注)				
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「弁護士等」とは弁護士、裁判官、検察官をいう。 2. (a)は資格所得後15年以上の者、(b)はそれ以外の者とする。 3. 「官公庁」とは、国又は都道府県レベルをいう。 4. 元職員で現職による適応区分が明らかでない者については、退職の際の職位による。 5. 講師の職種及び職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。 6. 上記区分に該当しない場合は一番近い区分を準用する。 				

※1 支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。

※2 時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

別表2 会議出席謝金支払基準

職 名	日 額	時間単価
会 長	12,600円	6,300円
委 員	10,100円	5,000円

※1 時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は原則として日額を適用する。

※2 時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。